

財 政 課

令和3年度 三原市一般会計補正予算（第10号）の概要

1 補正予算

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	51,887,875	636,500	52,524,375
特 別 会 計	23,321,175	—	23,321,175
企 業 会 計	12,570,330	—	12,570,330
計	87,779,380	636,500	88,415,880

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 新型コロナウイルス感染症に関するもの

(636,500 千円)

民生費

子育て世帯臨時特別給付金事業費…p.2

636,500 千円

支出科目	3款：民生費 2項：児童福祉費 1目：児童福祉総務費
長期総合計画	—
担当課	子育て支援課
事業名	子育て世帯臨時特別給付金事業費

補正の理由	子育て世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を一括給付するため。
-------	---------------------------------

事業説明

単位 千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	641,258	640,000	0	0	0	1,258
補正額	636,500	636,500	0	0	0	0
補正後	1,277,758	1,276,500	0	0	0	1,258

事業内容

子育て世帯への臨時特別給付金事業（追加給付） 636,500千円

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、補正第8号による子育て世帯臨時特別給付金5万円の給付に、新たに5万円を加え、現金10万円を一括給付する。

(1) 対象児童

ア 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児童 <申請不要>

イ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童 <申請必要>

（養育者の令和2年中の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満）

ウ 令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童

（9月生まれの児童を含む）

<申請不要>

※ア～ウ 公務員は申請が必要

(2) 支給対象者

上記（1）対象児童の主たる生計維持者（児童手当（本則給付）受給者又はそれに準ずる者）

【参考】児童手当（本則給付）の所得制限限度額の例

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人（前年末に児童未出生 等）	6,220千円	8,333千円
1人（児童1人 等）	6,600千円	8,756千円
2人（児童1人+配偶者 等）	6,980千円	9,178千円
3人（児童2人+配偶者 等）	7,360千円	9,600千円
4人（児童3人+配偶者 等）	7,740千円	10,020千円
5人（児童4人+配偶者 等）	8,120千円	10,400千円

(3) 支給対象者及び対象児童の見込数

対象者 7,300人 対象児童 12,700人

(4) 支給額

児童1人当たり 50千円

(5) 支給時期

(1)-ア（公務員を除く）

12月24日（金）予定

(1)-イ及び全ての公務員受給者

申請月の翌月末払（1月以降申請受付開始予定）

(1)-ウ（公務員を除く）

児童手当認定月の月末

（9月、10月生まれの児童は12月24日（金）予定）